

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

イ 諸手当

(ア) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の日直勤務は5,300円、医師又は歯科医師の日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする日直勤務は7,400円（執務時間が通常の日直勤務の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,950円、31,500円、11,100円）とすること。

(イ) 初任給調整手当

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を414,800円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給
月額の限度を50,800円とすること。

(ウ) 期末手当

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(再
任用職員にあっては、それぞれ0.725月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分(再
任用職員にあっては、それぞれ0.625月分)とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分と
すること。

(エ) 勤勉手当

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分)とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)イ(エ)及び(2)イについては平成30年6月1日から、1の(1)イ(ウ)については平成31年4月1日から実施すること。